

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 22 日

山辺町長 遠藤 直幸



記

1. 協議の場を設けた区域

大寺地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 2 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

- | | |
|-------------|--------|
| ・法人 | 3 経営体 |
| ・個人 | 21 経営体 |
| ・集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 3の結果として、当該地区に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
また、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

稲作と果樹を主体とする地区であるが、農家の高齢化が進んでいるため、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、分散錯圃の解消を図りながら土地の有効利用を進めていく。

特に、果樹農家の高齢化による耕作放棄地が増える傾向にあるため、果樹農家の後継者の確保、育成に取り組んでいく。

また、新規参入を促進し、新規参入者に農地の集積や集約化を進めていく。